

募 集 に 関 す る 回 答

令和 8年 8月 27日

質 問 の 内 容
本件事業の申請に際しクラブハウスの建設を計画しております。 県の所有地に事業者負担でクラブハウスの建設は可能でしょうか。 もし可能であれば、指定管理期間は5年間であることから、固定資産の取扱いの考え方をご教示ください。
回答
自主事業により、港湾施設用地に建物等を建設するには、「小名浜港マリーナ施設指定管理者募集要項」の5（4）アの※に記載しておりますとおり、福島県港湾管理条例に基づく港湾施設使用許可を受けることが必要になります。 使用許可期間は1年であり更新可能ですが、指定管理期間を超えて更新することはできません。 使用許可期間が終了した場合には、港湾施設用地を原状回復していただくことになります。 ただし、次期指定管理期間において別の指定管理者が指定された場合、現指定管理者と次期指定管理者との合意に基づき建物等の権利譲渡が行われるときは、次期指定管理者は港湾施設使用許可を申請することができます。 なお、建物等の権利譲渡によって港湾施設使用許可が自動的に引き継がれるものではありません。